概要

1　次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。
(a)　日本国の国籍を有しない自然人
(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人

2　外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。

十五

分野　運輸業
小分野　貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）
産業分類　ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業
関連する義務　ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）
内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
経営幹部及び取締役会（第七条）
措置　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで
貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）
概要　1　次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。
(a)　日本国の国籍を有しない自然人
(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人

十六

分野　運輸業
小分野　貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）
産業分類　ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業
関連する義務　ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）
内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
経営幹部及び取締役会（第七条）
措置　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで
貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）
概要　1　次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。
(a)　日本国の国籍を有しない自然人
(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人

2　1に掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。

十七

分野　運輸業
小分野　鉄道業
産業分類　ＪＳＩＣ　四二一　鉄道業
ＪＳＩＣ　四八五一　鉄道施設提供業
関連する義務　内国民待遇（第二条）
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
2　鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。

十八

分野　運輸業
小分野　道路旅客運送業
産業分類　ＪＳＩＣ　四三一一　一般乗合旅客自動車運送業
関連する義務　内国民待遇（第二条）
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
2　一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。

十九

分野　運輸業
小分野　水運業
産業分類　ＪＳＩＣ　四五二　沿海海運業
ＪＳＩＣ　四五三　内陸水運業
ＪＳＩＣ　四五四二　内航船舶貸渡業
関連する義務　内国民待遇（第二条）
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、「外航海運業」、「沿海海運業」（日本国内の港の間の海上運送をいう。ただし、「内陸水運業及び船舶貸渡業」（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。

二十

分野　運輸業
小分野　水運業
産業分類　内国民待遇（第二条）
関連する義務　最恵国待遇（第三条）
措置　船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条
概要　日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。

二十一

分野　上水道業
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　三六一一　上水道業
関連する義務　内国民待遇（第二条）
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

イスラエル国の表

一

分野　獣医学
小分野
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
措置　獣医師法（千九百九十一年）第五条及び第十七条
概要　1　獣医師の免許を取得するためには、イスラエル国（以下この表において「イスラエル」という。）の国籍又は永住権が必要とされる。
2　イスラエルの国民又は永住者でない外国の獣医師は、獣医学において助言、教育及び研究を行うためには、農業省の許可を取得する。

二

分野　運輸業
小分野
産業分類　自動車